

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

令和元年10月25日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

令和元年10月2日農林水産省告示第1015号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
松田實	島田市神尾字道下1の143	島田市役所
西田かず江	島田市川根町上河内2519の1、2530の2、2530の1（以上の1筆については一部保安林）	島田市役所